



## 相続できる人、納税申告など

### 知っておこう！相続の基礎知識



相続とは、人が亡くなったときに、その人の配偶者や子どもなどが遺産(負債)を引継ぐことです。このとき、亡くなった人のことを「被相続人」、遺産を引継ぐ人を「相続人」といいます。遺産には現金・預貯金・家・土地車・貴金属・有価証券・家財道具などがあり、負債には借金・連帯保証債務・未納税・未払医療費などがあります。財産を受け取る、または借金の支払いを拒否するには、すべて法律上の手続きが必要となります。

なお、相続する遺産により相続税がかかることがあります。相続税の申請と納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に行うことになっています。期限までに申告しなかった場合には加算税が、納税しなかった場合には延滞税がかかりますので注意が必要です。相続税の金額については適用条件・計算式があるので、詳しくは税務署にお問い合わせを。



#### 相続に関する基礎用語

##### ●法定相続人

民法によって定められた遺産を相続できる人。相続できる親族の範囲と順位は、被相続人の配偶者を相続人として、子ども(既に死亡している場合には孫。孫も死亡している場合には曾孫)→親(既に死亡している場合には祖父母)→兄弟姉妹(既に死亡している場合には甥・姪)の順になる

##### ●遺留分制度

相続財産の一部を一定の範囲の遺族に留保する制度。民法では遺言自由の原則により、被相続人は自分の意志により遺言を残すことで自由に財産を処分することが認められているが、一定の親族については、相続させないという遺言があるからといって、まったく財産をもらえないということはない

##### ●相続時精算課税制度

高齢者の資産をスムーズに次の世代に渡すために設けられた制度。2500万円までは贈与税がかかることなく、財産を自分の名義にできる。贈与を受けた財産から利益を受けられるといったメリットがある

##### ●相続税の非課税財産

相続財産のなかには、性質・社会政策的な面から、相続税をかけるのは不適当な以下のようなものがある。①墓地や仏壇/②寄付をした財産(相続した財産を国や市町村、公益法人などに寄付した場合)/③生命保険金のうちの1/5(500万円×相続人の数)/④弔慰金や慰謝料(例外あり)

参考/国税庁ホームページ

## 暮らし

### 困ったときは…どの専門家に相談したらいい？

## 法律の専門家を徹底比較

#### ひと目で分かる！法律系6<sup>種</sup>士業のお仕事内容

資格	主な仕事内容
法律全般のプロフェッショナル <b>弁護士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事事件における被疑者・被告人の弁護</li> <li>民事事件の代理業務(お金の貸し借りに関する争いや交通事故発生後の賠償に関する争いなど)</li> </ul>
登記・供託・訴訟の専門家 <b>司法書士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産購入時の名義変更、銀行からお金を借り入れる際の抵当権の設定など登記や供託の手続きの代理</li> <li>法務局等に提出する書類作成</li> </ul>
各種契約書を作成してくれる <b>行政書士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社設立手続き、入国管理局への外国人雇用の申請手続き、相続・遺言に関する書類の作成</li> <li>官公庁に提出する許認可に関する書類作成や手続きを代行</li> </ul>
税金の相談ならおまかせ <b>税理士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務申告の代理申請</li> <li>税務調査の立会い、税務署の更正・決定に対しての不服申し立てや申告</li> </ul>
人事・労務管理の専門家 <b>社会保険労務士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事労務管理のコンサルティング</li> <li>公的年金についての相談・各種事務手続き</li> <li>労働社会保険諸法令に基づく事務代行</li> </ul>
不動産に関するアドバイザー <b>不動産鑑定士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産を売買等するときの鑑定評価</li> <li>不動産の有効活用や開発計画に関するコンサルティング</li> </ul>

監修/高野裕之(特定社会保険労務士)

刑事・民事事件の法廷活動を行う「弁護士」や、書類作成に加えて複雑な手続きのコンサルティングも行う「行政書士」など、右に記した「士」の文字がつく士業は、いずれも国家資格が必要で、その高度な専門性から「サムライ業」とも呼ばれています。

ここでは市民生活に関わりのある6つの士業がそれぞれ行う仕事内容の範囲をわかりやすくまとめてみました。万が一自分で解決できない問題に直面したら、放置せずに「まちの専門家」に相談してみましょう。

税理士事務所 エリアマップ9図 C-4

## 高橋芳雄税理士事務所

税のことなら是非ご相談ください。

■茂原市小幡7-5  
■TEL:0475-24-9245 ■FAX:0475-24-9419  
■営業時間/9:00~17:00  
■定休日/土曜、日曜、祝日

P あり

税理士事務所 エリアマップ4図 B-1

贈与・相続でお困りの方、ご相談ください

## 千葉正己税理士事務所

昭和56年4月北根敏税理士事務所勤務、昭和59年6月税理士登録、平成7年4月個人開業(事務所引継)。  
個人事業・一般法人・医療法人・社会福祉法人・その他相続贈与等、お客様に喜んでいただけるように、奮闘努力しております。

■茂原市高師町2-3-6  
■TEL:0475-22-2258 ■FAX:0475-22-5618  
■営業時間/8:00~17:00  
■定休日/隔週土曜、祝日、お盆、年末年始  
■E-mail:m-chiba@tkcnf.or.jp

法律事務所 エリアマップ1図 C-5

みなさまの身近な法律事務所

## 茂原総合法律事務所

茂原市とその周辺地域のみなさまのための法律事務所です。何らかの問題でお困りでしたら、当事務所にお気軽にご相談ください。

■茂原市道表6-8 オフィス2階  
■TEL:0475-47-3407 ■FAX:0475-47-3408  
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日  
弁護士 神定 大 弁護士 渡辺 智志  
弁護士 松本 知世(千葉県弁護士会所属)

P あり(4台)

公証役場 エリアマップ4図 B-3

相談は無料です。お気軽にどうぞ。

## 茂原公証役場

公証人:磯山 博  
●遺言書 ●任意後見契約  
●賃貸借契約 ●各種契約書の作成  
●会社の定款 ●私文書の認証 ●確定日付の付与など

■茂原市茂原640-10 地契第3ビル2階  
■TEL:0475-22-5959 ■FAX:0475-22-5959  
■受付時間/9:00~17:00  
■休業日/土曜・日曜・祝日・12/29~1/3  
※JR茂原駅から徒歩6分

P あり